**おおさか低利ソーラークレジット事業　公募要領**

令和３年２月

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課

スマートエネルギーグループ

**1.　はじめに**

　大阪府・大阪市が共同で設置する「おおさかスマートエネルギーセンター」では、「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーの推進に向け、様々な取組みを実施しています。

当センターでは、平成28年より再生可能エネルギーの普及拡大をめざし、住宅用太陽光発電設備や蓄電池設備等の設置に係る初期費用の負担軽減のため、金融機関と連携し、低利で手続きが簡単な「おおさか低利ソーラークレジット事業」（以下「本事業」という。）を実施しています。このたび、令和３年度に実施する本事業の協同事業者となる金融機関を募集します。

**2.　制度の概要**

　本事業の協同事業者となる金融機関は、次のとおり、個別クレジット型の低利ソーラーローン（以下「本クレジット」という。）を提供することとします。

|  |  |
| --- | --- |
| **事業の名称** | おおさか低利ソーラークレジット事業 |
| **対象者** | (イ)　居住する新築・既築住宅に対象設備を設置する府民  (ロ)　これから府内に居住しようとする方で、居住を予定する新築・既築住宅に対象設備を設置する方  ※ ただし、いずれも本人又は生計を一にする親族等が府内に所有する住宅に限ります。 |
| **対象設備** | 1. 太陽光発電設備   「太陽光パネル設置普及啓発事業」の太陽光発電システム登録製造者が製造する太陽光発電設備で、10kW未満のもの。  (ロ)蓄電池設備  「太陽光パネル設置普及啓発事業」の蓄電池システム登録製造者が製造する蓄電池設備で、17kWh未満のもの。  (ハ)家庭用CO２冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）  　　日本産業規格（JIS）に準拠しているもの。  ※ ただし、工事代金などの設置に必要な初期費用を含みます。 |
| **取扱販売店** | 本クレジットを取り扱う販売店は、「太陽光パネル設置普及啓発事業」の太陽光発電及び蓄電池システム登録販売店であり、かつ、協同事業者である金融機関の加盟店とします。  ※　なお、本クレジットを取り扱う意向があるものの、「太陽光パネル設置普及啓発事業」の太陽光発電及び蓄電池システムへの登録が未済の販売店については、本クレジット利用時までに登録を完了していること。 |
| **利用限度額** | 利用限度額は300万円以上で提案してください。 |
| **分割支払期間** | 分割支払期間は最長15年までとします。 |
| **適用金利** | 「長期プライムレート＋提案金利(固定金利)」を本クレジットの適用金利とします。  ※　ただし、次の条件をいずれも満たしてください。  条件１　提案する金利は「長期プライムレート＋1.5％」を超えないこと。  条件2　金利には団体信用生命保険料を含むこと。  ※ なお、本事業の開始時に適用される長期プライムレートは、令和３年2月28日  時点のものとします。また、適用金利は「金利の見直し日」の方法により変更します。 |
| **金利の見直し日** | 事業期間中、次のとおり適用金利の見直しを行います。  (イ)　4月1日　および　10月1日 の年2回  それぞれ2月末、8月末の長期プライムレートにより決定します。  (ロ)　協同事業者が、金利の引下げが適当であると判断し、これを行うとき。  なお、見直し後の金利は協同事業者が決定することとします。  (ハ) 府と協同事業者の双方が協議により合意したとき。  ※　(ロ) または、(ハ) の方法により金利を見直した場合は、翌4月1日または、  翌10月1日のいずれか早期に到来する日に、(イ) の方法により、  改めて金利の見直しを行います。 |
| **団体信用生命保険** | 団体信用生命保険を提供すること。  　※ ただし、保険料は本クレジットの適用金利に含むものとします。 |
| **事務手数料・保証料・繰上返済手数料等の経費** | 協同事業者が提案する金額とします。  ※　ただし、ソーラークレジットの申請料、利用料等の名目で、契約を締結するための  手数料等を徴収する場合で、その経費が高額であって、金利の補填等にあたると  認められる場合は、これを入札の提案金利に加算して審査を行います。 |
| **事業者提案** | 事業者の提案に限り、既に太陽光発電設備を設置しておりクレジット利用中の者においては、対象設備（ロ）又は（ハ）の設置について、元金据置きローンの取扱いも可能とする。（貸付期間、金利等については、様式２の提案書と同じ条件とすること。） |
| **抵当権** | 対象設備に抵当権を設定しないこと。 |
| **保証人** | 保証人に関する規定は、協同事業者が提案する内容とします。 |
| **事業期間** | (1）開始日は、令和３年4月1日とします。  (2)　終了日は、次の (イ) から (ハ) のうち、協同事業者が提案する日とします。  (イ) 令和４年3月31日まで　(1年間)  (ロ) 令和５年3月31日まで　(2年間)  (ハ) 令和６年3月31日まで　(3年間) |
| **個人情報の適正な管理** | 協同事業者は、法令等に従い個人情報を適正に管理してください。 |
| **協定書** | 本事業を円滑に実施するため、大阪府と協同事業者は連携協定（別紙様式）を  締結することとします。 |
| **その他** | ○　協同事業者は、１ヶ月ごとに実績をまとめ、翌月末までに府に報告してください。  ○　協同事業者は、本事業の推進のためにPR活動（販売店等への周知等）に  努めてください。 |

**3.　応募参加資格**

本事業の対象となる応募者は、次に掲げる条件をすべて満たす法人とします。

(1) 事業を行う上での必要な個別信用購入あっせん業者として割賦販売法に基づき経済産業省に登録されているもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。

(2)　府内で太陽光発電設備及び蓄電池設備を販売する事業者と割賦販売法に基づく加盟店契約を締結しており、個別クレジット型ソーラークレジットを取り扱っていること。

(3)　加盟店に対して割賦販売法に基づく加盟店調査などにより適切な管理を行っていること。

(4)　府税、及び国税に未納がないこと。

(5)　応募にあたっては、次の各号のいずれにも該当しないこと。

(一)　地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者。

(二)　営業の実態が確認できない等の、いわゆるペーパーカンパニーと判断される者。

(三)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をした者又は更生手続開始の申立てをされた者。

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

(四)　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

(五)　民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(六)　公募要領の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者。

(七)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第２号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則第３条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者。

(6)　次の各号のうち、いずれかを満たしていること。ただし、第一号は受付日に最も近い本決算を基準とします。

また、第二号は受付日に最も近い格付日を採用します。

(一)　自己資本比率が 4% を超えること。

(二)　株式会社格付投資情報センター、もしくは、株式会社日本格付研究所により、「A-」 以上の長期格付を得ていること。または、銀行法第十四条の二の規定に基づく告示により、適格格付機関から信用リスク区分 「6-2」、もしくは、「8-5」 以上の長期格付を得ていること。

**4.　審査の方法等**

(1)　審査方法

(一)　次の(2)の審査基準に基づき審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。

(二)　審査は書類審査にて行います。ただし、必要がある場合は、提案についてのヒアリングを実施します。

(三)　最優秀提案者は特別の理由がない限り、協同事業者に決定します。

(四)　応募者が１者の場合であっても審査を実施します。ただし、応募者がない場合は公募を中止します。

(五) 最優秀提案者が選定後、失格事由に該当すると判明した場合は、次点の事業者を協同事業者として選定するものとします。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2)　審査基準

応募参加資格を有するもののうち、最も低い金利を提案したものを最優秀提案者とし、2番目に低い金利を提案したものを次点者とします。なお、最も低い金利を提案したものが複数いる場合は抽選により決定します。

(3)　審査結果

審査結果については、応募者に書面で通知するとともに、審査結果の概要をホームページ等で公表します。

(4)　審査対象からの除外（失格事由）

　　　次の各号のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外します。

(一)　応募参加資格を有しない場合

(二)　２案以上の提案をした場合

(三)　府職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

(四)　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(五)　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(六)　応募提案書類に虚偽の記載を行った場合

(七)　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

**5.　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。本公募要領を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

(ア)　配布期間

　　　　　令和３年2月３日（水曜日）午後２時から令和３年2月18日（木曜日）午後５時まで

(イ)　配布方法

　　　　　「おおさか低利ソーラークレジット事業」のホームページからダウンロードしてください。

　　　　　（<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/solar_bosyu3/index.html>）

　　　　　※手渡し、郵送、ファックス、電子メール等による配布は行いません。

(ウ)　応募先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北１丁目14番16号（大阪府咲洲庁舎22階）

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課スマートエネルギーグループ

（おおさかスマートエネルギーセンター）

(エ)　提出方法

持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」）により提出してください。

(オ)　受付期間

令和３年2月４日（木曜日）午前10時から令和３年2月18日（木曜日）午後５時まで

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午前12時及び午後１時から午後５時までの間にお越しください。

郵送の場合は、令和３年2月18日（木曜日）必着です。

(カ)　費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2)　応募書類等

次の応募書類(ア)から(ウ)及び、添付書類(エ)から(キ)を提出してください。ただし(エ)から(キ)は写しでも構いません。また、(オ)から(キ)の証明書は発行日から３カ月以内のものを提出してください。

(ア)　おおさか低利ソーラークレジット事業公募申込書　【様式１】

(イ)　おおさか低利ソーラークレジット事業公募提案書　【様式２】

※　指定の様式を用い、記載欄を適宜拡張して使用してください。

なお、提案書の内容を補足するための資料については、A4版で資料を作成してください。

(ウ)　誓約書（参加資格関係）【様式３】

(エ)　決算報告書、または有価証券報告書（直近１年以内のもの）

(オ)　履歴事項全部証明書（１部）

(カ)　府税に未納がないことの証明書（１部）

(キ)　国税に未納がないことの証明書（１部）

(3)　応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4)　応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5)　その他

(ア)　応募は１者１提案とします。

(イ)　応募書類は正本１部を提出してください。

(ウ)　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

**6.　質問の受付**

(1)　受付期間

令和３年２月４日（木曜日）から令和３年２月12日（金曜日）午後５時まで

(2)　提出方法

(ア)　質問事項を質問書【様式４】に記入し、次の電子メールアドレスあてに送付してください。

（メールアドレス：[eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp)）

(イ)　「件名」のはじめに、「【質問：おおさか低利ソーラークレジット事業】」と明記してください。

(ウ)　送付後に、必ず電話で電子メール到達の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

(エ)　電話やファックス、訪問による質問はご遠慮ください。

(オ)　質問への回答は、おおさかスマートエネルギーセンターのホームページ（以下のアドレス）に掲示し、個別には回答しません。

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/solar_bosyu3/index.html>）

**7.　スケジュール**（今後の予定）

令和３年２月４日（木曜日） 　応募書類・質問受付開始

令和３年２月12日（金曜日） 質問受付締切

令和３年２月18日（木曜日） 応募締切

令和３年３月上旬 　　　　　　 　協同事業者公表

令和３年３月中旬　 　　　 　　　協定書締結

|  |
| --- |
| 【連絡先】  大阪府環境農林水産部　エネルギー政策課  　スマートエネルギーグループ　　　　　　　　　担当：西濵  〒559-8555　大阪市住之江区南港北1－14―16  大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階  電話　06-6210-9254　　ファックス　06-6210-9259  メールアドレス　eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp |

令和３年４月１日（木曜日） 　事業開始